

男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西
複合施設の維持管理に関する協定書

市民局（以下「甲」という。）、健康福祉局（以下「乙」という。）、大阪市住宅供給公社（以下「丙」という。）は、男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（管理区分）

第1条 複合施設の管理区分は、別紙のとおりとする。

ただし、複合施設の管理上問題が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙（以下「甲等」という。）が協議するものとする。

（複合施設の維持管理）

第2条 専用部分については、管理区分に応じ、各々が維持管理するものとする。

ただし、共用部分の管理及び共同して実施することが合理的かつ経済的であると考えられる管理業務（以下「共同管理業務」という。）については、甲等及び甲等が運営管理を代行させる指定管理者または運営管理を委託する事業者（以下「管理者等」という。）が共同で実施するものとし、その事務分担及び経費の分担方法については、別途、管理者等の間で覚書を締結するものとする。

（共同管理業務）

第3条 前条ただし書きの共同管理業務の区分及び範囲は、別紙のとおりとする。

（協議）

第4条 この協定書に定めのない事項または疑義の生じた事項若しくは変更を必要とする事項については、その都度、甲等が協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第5条 本協定の締結により、平成8年3月22日付けで甲等が締結した「喜連西合築建物の管理に関する協定書」は、平成18年2月1日付で廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲等が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

複合施設の管理区分（詳細は別紙図面のとおり）

施設名称	男女共同参画センター 南部館	おとしよりすこやかセ ンター南部館	コーシャハイツ喜連西
主管局	市民局	健康福祉局	大阪市住宅供給公社
延床面積（㎡）	3 1 6 2 . 4 0	7 7 1 1 . 8 0	5 3 0 2 . 0 0
甲、乙、丙の共同管 理業務にかかる経 費按分率	1 9 %	4 8 %	3 3 %
甲、乙の共同管理 業務にかかる経費 按分比率	3 0 %	7 0 %	
甲、乙、丙の共用 部分	建物周辺部：車路 地下駐車場下部：雨水槽		
甲、乙の共用部 分	建物周辺部：ごみ置き場 地下1階：電気室、自家発電室、受水槽・ポンプ室、 消火ポンプ室 地下駐車場下部：汚水槽		

甲、乙、丙の共同管理業務の区分・範囲

業務区分・範囲	内容
防火管理（消防に関する監督 官庁への諸届出、防災訓練の 実施を含む）	甲、乙、丙が協力して実施する。 ただし共同防火管理協議会の代表者は乙の、統括防火管理者は甲 の、それぞれが管理する施設の管理者等が担当する。
建物管理に関する法的義務	甲、乙、丙が協力して実施する。 建物台帳（専用部分を含む改修工事等の書類、図面、関係資料を含 む）の保管は乙が行う。
その他 建物に係る監督官 庁への届出	甲、乙、丙が協力して実施する。
建物・設備に関する法定 点検、保守作業	なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定め る建築物衛生管理技術者は甲が設置する。
共用部分に係る補修工事等 の実施及び経費分担	実施方法については甲、乙、丙が協議のうえ決定し、経費について は上記の経費按分比率を元に分担する。
車路の清掃	甲、乙、丙が協力して実施する。

甲、乙の共同管理業務の区分・範囲

業務区分・範囲	内容
電気需給契約	甲、乙が協力して実施する。
水道需給契約	
自家用電気工作物の管理	甲、乙は、大阪市自家用電気工作物保安規程を遵守し、大阪市総括電気主任技術者の指揮命令に属する。 緊急時の連絡員は甲、乙が協議の上定める。
簡易専用水道の管理	甲、乙が協力して実施する。管理責任者は乙が設置する。
共用部分（電気・給排水等の建築設備）に係る補修工事等の実施及び経費分担	実施方法については甲、乙が協議のうえ決定し、経費については上記の経費按分比率を元に分担する。
ごみ置き場の清掃	甲、乙が協力して実施する。

男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西
複合施設の維持管理に関する協定の一部を変更する協定書

市民局（以下「甲」という。）、健康福祉局（以下「乙」という。）、大阪市住宅供給公社（以下「丙」という。）は、男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営について、平成18年2月1日付で締結した「男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西複合施設の維持管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）について次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 別紙の甲、乙の共同管理業務の区分・範囲のうち「自家用電気工作物の管理」を次のように改める。

甲、乙の共同管理業務の区分・範囲

業務区分・範囲	内容
自家用電気工作物の管理	施設の自家用電気工作物の保安業務は、乙の指定管理者が選任した電気主任技術者又は外部委託承認制度により指定管理者が契約した電気保安法人の電気主任技術者の指示のもとに行う。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲等が記名押印のうえ、各自1通を保管する。